

ることができるものに係る製造のための施設につき、第二十条の完成検査を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十二条第一項を次のように改める。

「高圧ガスの輸入をしようとする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高圧ガスの性状及びその容器に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

二 通商産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

三 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める場合

第二十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項の許可を受けて」を「前項の届出をして」と改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 前項の検査においては、当該高圧ガスの性状及びその容器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

4 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が第二項の検査に合格しなかつたときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条第四項中「特定高圧ガス消費者」の下に「(次項において「第一種製造者等」という。)」を加え、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるとときは、第一種製造者又は第二種製造者等が第一種製造者又は第二種製造者等に対する保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

6 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者等が危害予防規程を守らせるため必要があると認めるときは、第一種製造者等に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第二十四条の三第一項中「特定高圧ガス消費者」を「消費」を「特定高圧ガスを消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」という。)」は、「消費(消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)」に改める。

第二十四条の三第一項中「又は消費」の下に「をする特定高圧ガスの種類若しくは消費」を加え

る。

第二十六条に次の二項を加える。

7 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者等が危害予防規程を守らせるため必要があると認めるときは、第一種製造者等に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第二十五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

8 第二十六条に次の二項を加える。

9 第二十六条に次の二項を加える。

10 第二十六条に次の二項を加える。

11 第二十六条に次の二項を加える。

12 第二十六条に次の二項を加える。

13 第二十六条に次の二項を加える。

14 第二十六条に次の二項を加える。

15 第二十六条に次の二項を加える。

16 第二十六条に次の二項を加える。

17 第二十六条に次の二項を加える。

18 第二十六条に次の二項を加える。

19 第二十六条に次の二項を加える。

20 第二十六条に次の二項を加える。

21 第二十六条に次の二項を加える。

22 第二十六条に次の二項を加える。

23 第二十六条に次の二項を加える。

24 第二十六条に次の二項を加える。

25 第二十六条に次の二項を加える。

26 第二十六条に次の二項を加える。

27 第二十六条に次の二項を加える。

28 第二十六条に次の二項を加える。

29 第二十六条に次の二項を加える。

30 第二十六条に次の二項を加える。

31 第二十六条に次の二項を加える。

32 第二十六条に次の二項を加える。

33 第二十六条に次の二項を加える。

34 第二十六条に次の二項を加える。

35 第二十六条に次の二項を加える。

36 第二十六条に次の二項を加える。

37 第二十六条に次の二項を加える。

38 第二十六条に次の二項を加える。

39 第二十六条に次の二項を加える。

40 第二十六条に次の二項を加える。

41 第二十六条に次の二項を加える。

42 第二十六条に次の二項を加える。

43 第二十六条に次の二項を加える。

44 第二十六条に次の二項を加える。

45 第二十六条に次の二項を加える。

46 第二十六条に次の二項を加える。

47 第二十六条に次の二項を加える。

48 第二十六条に次の二項を加える。

49 第二十六条に次の二項を加える。

50 第二十六条に次の二項を加える。

51 第二十六条に次の二項を加える。

52 第二十六条に次の二項を加える。

53 第二十六条に次の二項を加える。

54 第二十六条に次の二項を加える。

55 第二十六条に次の二項を加える。

56 第二十六条に次の二項を加える。

57 第二十六条に次の二項を加える。

58 第二十六条に次の二項を加える。

59 第二十六条に次の二項を加える。

60 第二十六条に次の二項を加える。

61 第二十六条に次の二項を加える。

62 第二十六条に次の二項を加える。

63 第二十六条に次の二項を加える。

64 第二十六条に次の二項を加える。

65 第二十六条に次の二項を加える。

66 第二十六条に次の二項を加える。

67 第二十六条に次の二項を加える。

68 第二十六条に次の二項を加える。

69 第二十六条に次の二項を加える。

70 第二十六条に次の二項を加える。

71 第二十六条に次の二項を加える。

72 第二十六条に次の二項を加える。

73 第二十六条に次の二項を加える。

74 第二十六条に次の二項を加える。

75 第二十六条に次の二項を加える。

76 第二十六条に次の二項を加える。

77 第二十六条に次の二項を加える。

78 第二十六条に次の二項を加える。

79 第二十六条に次の二項を加える。

80 第二十六条に次の二項を加える。

81 第二十六条に次の二項を加える。

82 第二十六条に次の二項を加える。

83 第二十六条に次の二項を加える。

84 第二十六条に次の二項を加える。

85 第二十六条に次の二項を加える。

86 第二十六条に次の二項を加える。

87 第二十六条に次の二項を加える。

88 第二十六条に次の二項を加える。

89 第二十六条に次の二項を加える。

90 第二十六条に次の二項を加える。

91 第二十六条に次の二項を加える。

92 第二十六条に次の二項を加える。

93 第二十六条に次の二項を加える。

94 第二十六条に次の二項を加える。

95 第二十六条に次の二項を加える。

96 第二十六条に次の二項を加える。

97 第二十六条に次の二項を加える。

98 第二十六条に次の二項を加える。

99 第二十六条に次の二項を加える。

100 第二十六条に次の二項を加える。

101 第二十六条に次の二項を加える。

102 第二十六条に次の二項を加える。

103 第二十六条に次の二項を加える。

104 第二十六条に次の二項を加える。

105 第二十六条に次の二項を加える。

106 第二十六条に次の二項を加える。

107 第二十六条に次の二項を加える。

108 第二十六条に次の二項を加える。

109 第二十六条に次の二項を加える。

110 第二十六条に次の二項を加える。

111 第二十六条に次の二項を加える。

112 第二十六条に次の二項を加える。

113 第二十六条に次の二項を加える。

114 第二十六条に次の二項を加える。

115 第二十六条に次の二項を加える。

116 第二十六条に次の二項を加える。

117 第二十六条に次の二項を加える。

118 第二十六条に次の二項を加える。

119 第二十六条に次の二項を加える。

120 第二十六条に次の二項を加える。

121 第二十六条に次の二項を加える。

122 第二十六条に次の二項を加える。

123 第二十六条に次の二項を加える。

124 第二十六条に次の二項を加える。

125 第二十六条に次の二項を加える。

126 第二十六条に次の二項を加える。

127 第二十六条に次の二項を加える。

128 第二十六条に次の二項を加える。

129 第二十六条に次の二項を加える。

130 第二十六条に次の二項を加える。

131 第二十六条に次の二項を加える。

132 第二十六条に次の二項を加える。

133 第二十六条に次の二項を加える。

134 第二十六条に次の二項を加える。

135 第二十六条に次の二項を加える。

136 第二十六条に次の二項を加える。

137 第二十六条に次の二項を加える。

138 第二十六条に次の二項を加える。

139 第二十六条に次の二項を加える。

140 第二十六条に次の二項を加える。

141 第二十六条に次の二項を加える。

142 第二十六条に次の二項を加える。

143 第二十六条に次の二項を加える。

144 第二十六条に次の二項を加える。

145 第二十六条に次の二項を加える。

146 第二十六条に次の二項を加える。

147 第二十六条に次の二項を加える。

148 第二十六条に次の二項を加える。

149 第二十六条に次の二項を加える。

150 第二十六条に次の二項を加える。

151 第二十六条に次の二項を加える。

152 第二十六条に次の二項を加える。

153 第二十六条に次の二項を加える。

154 第二十六条に次の二項を加える。

155 第二十六条に次の二項を加える。

156 第二十六条に次の二項を加える。

157 第二十六条に次の二項を加える。

158 第二十六条に次の二項を加える。

159 第二十六条に次の二項を加える。

160 第二十六条に次の二項を加える。

161 第二十六条に次の二項を加える。

162 第二十六条に次の二項を加える。

163 第二十六条に次の二項を加える。

164 第二十六条に次の二項を加える。

165 第二十六条に次の二項を加える。

166 第二十六条に次の二項を加える。

167 第二十六条に次の二項を加える。

168 第二十六条に次の二項を加える。

169 第二十六条に次の二項を加える。

170 第二十六条に次の二項を加える。

171 第二十六条に次の二項を加える。

172 第二十六条に次の二項を加える。

173 第二十六条に次の二項を加える。

174 第二十六条に次の二項を加える。

175 第二十六条に次の二項を加える。

176 第二十六条に次の二項を加える。

177 第二十六条に次の二項を加える。

178 第二十六条に次の二項を加える。

179 第二十六条に次の二項を加える。

180 第二十六条に次の二項を加える。

181 第二十六条に次の二項を加える。

182 第二十六条に次の二項を加える。

183 第二十六条に次の二項を加える。

184 第二十六条に次の二項を加える。

185 第二十六条に次の二項を加える。

186 第二十六条に次の二項を加える。

187 第二十六条に次の二項を加える。

188 第二十六条に次の二項を加える。

189 第二十六条に次の二項を加える。

190 第二十六条に次の二項を加える。

191 第二十六条に次の二項を加える。

192 第二十六条に次の二項を加える。

193 第二十六条に次の二項を加える。

194 第二十六条に次の二項を加える。

195 第二十六条に次の二項を加える。

196 第二十六条に次の二項を加える。

197 第二十六条に次の二項を加える。

198 第二十六条に次の二項を加える。

199 第二十六条に次の二項を加える。

200 第二十六条に次の二項を加える。

201 第二十六条に次の二項を加える。

202 第二十六条に次の二項を加える。

203 第二十六条に次の二項を加える。

204 第二十六条に次の二項を加える。

205 第二十六条に次の二項を加える。

206 第二十六条に次の二項を加える。

官 報 (号 外)

条第二項の通商産業省令で定めるもの及びくす化
し、その他容器として使用することができないよ
うに処分したもの(除く。)を」に、「特定容器た
く「容器に」に改め、同項を同条第一項とし、同条
第四項中「特定容器」を「容器」に改め、同項を同条
第一項とする。

若しくは「刻印を」を「刻印若しくは標章の掲示を」に改める。

に係るものであるときは検査機関に、その特定設備検査機関の交付に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申請し、その審査を受けることとする。

2 前項の指定設備の認定の申請が行われた場合において、通商産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

第四十一条第一項第一号中「その所有者が容器證明書の交付を受けしており、又は第四十五条の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同項第五号中「特定容器以外の容器（以下「一般容器」という。）にあつては容器證明書にその旨の記載がされており、特定容器にあつては次条第四項の刻印」を「次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示」に改め、同条第二項中「その容器が一般容器である場合には第一号及び第三号、その容器が特定容器

第五十四条第一項中「次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める措置」を「刻印等」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に定める措置」を「刻印等」に改め、「その措置が同項第三号又は第四号に定める措置であるときは」を削り、「第四十五条の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同条第三項中「により当該容器について第一項各号に定める措置」を「による刻印等」に改める。

第五六十 六條の六	特定設備検査合格証の交付を受けるものと しては、次に掲げる場合は、遅滞なく、 その特定設備検査合格証を通商産業大臣、協会 又は指定特定設備検査機関に返納しなければな らない。	(指定設 備認定 者に対 する。)
一 特定設備を失つたとき。	1 特定設備を失つたとき。	備認定 者に対 する。
二 特定設備を輸出したとき。	2 指定 者に対 する。	備認定 者に対 する。
三 特定設備をくず化し、その他特定設備とし て使用することができないよう処分したと き。	3 第五 八条の 二	備認定 者に対 する。

に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十五条の二第一項の」を削り、「刻印」を「刻印等」と改め、「前号の」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第五十五条 削除
第五十六条第三項及び第四項中「三箇月以内に第五十四条第一項各号に定める措置」を「三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等」に改め

四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失った特定設備検査合格証を回復するに至つたとき。
第四章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の二節を加える。

指定設備認定試験について準用する。この場合において、同項目中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

第四十九条第三項中「ときは」を「場合において」とする場合を除き」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定める容器以外のものであるときは」に、「表示をし、かつ、容器説明書に、裏書」を「刻印」に改め、同条第四項中「第四十五条の二第一項に規定する」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定める」と改め、「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による刻印」を「標章を掲示」に改め、同条第五項中「前二項の表示若しくは刻印」を「第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示」に、「表示

第五十六条の四中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格証が通商産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付

第三節 指定設備

(準用)
第五十六条の九 第五十六条の五の規定は、指定設備の認定を受けた者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十六条の八第一項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは「指定設備認定証」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の六の規定は、指定設備認定証の交付を受けている者について準用する。この場合において、同条中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

官報 (另外)

に、「指定設備の認定」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加える。

〔第五十四条第一項の規定による刻印等〕に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項に次の二号を加える。

二十一 指定設備の認定（協会又は指定設備認定機関が行うものを除く。）を受けようとする

くは指定設備の認定」に改める。
第七十五条中「第二十二条第一項」を「第二十二条第三項」に改め、「第五十六条の三第四項」の下に、「第五十六条の七第二項」を加える。

第八十一条第七号中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第八号中「第四十六条第一項、第四十七条第三項」を「第四十六条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項」に改め、「第五十六条の五第一項」の下に「(第五十六条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号及び第九号の二を削り、同条第九号の三中「第四十九条第四項」を「第四十九条第三項若しくは第四項」に改め、同号

「認定機関」に、「容器検査等又は特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査又は指定設備の認定」に改める。

けようとする者
第七十三条第一項中「特定設備検査」の下に「お
定設備の認定」を加え、「第五十四条第一項各号」
定める措置を「第五十四条第二項の規定によるお
印等」と、「前項第十七号」を「前項第二十二号」と

第七十八条中「又は特定設備検査」を「特定設備の認定」に改める。
第八十条中「五十万円」を「百万円」に改め、第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第八十一条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十四条の二第一項若しくは第二項」を「第十四条の三第一項若しくは第二項」に、「第四十五条第一項(第五十六条の四第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二第二項、第四十六条第二項、第四十七条第四項」を「第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第二項」に、「又は第五十六条の五第二項」を「第五十六条の四第二項(第五十六条の八第三項ごと

第六十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に、「若しくは容器又は容器証明書」を「又は容器」に、「盜取された」を「盜まれた」に改める。

第七十四条第一項中「第十六条第一項若しくは第二十二条第一項」を「若しくは第十六条第一項に改め、「第二十一条」の下に「第二十二条第一項」を加える。

第二項に、「又は第五十六条の五第二項を「第五十六条の四第二項(第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の五第二項(第五十六条の九第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第一号中「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二条第一項の規定による届出をせ

第七十三条第一項第四号中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に改め、同項第八号中「第二十二条第一項の許可」を「第二十二条第二項の検査」に改め、同項第十五号中「協会」の下に「又は指定保安検査機関」を加え、同項第十七号を削り、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「第五十四条第一項各号に定める措置」を

二 第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第八十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、
同条第一号中「第十四条の三第二項」を「第十四条の四第二項」に改め、同条第一号中「第四十七条第一項、第五十五条（第五十六条の六において準用する場合を含む。）」を削り、「（同条第四項にお

いて準用する場合を含む。」の下に「、第五十六条の六（第五十六条の第九第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十三条の二中「指定容器検査機関又は指定

特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十九条第二項」を「第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項及び第五十九条第二項」に、「容器検査等若しくは特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定」に改める。

第八十三条の三中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第八十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の高圧ガス取締法（以下「旧法」という。）第二十二条第一項の規定による許可を受けている者は、その申請を行っている者は、改正後の高圧ガス取締法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四条の一第一項の政令で定める種類の高圧ガス（以下「特殊高圧ガス」という。）を消費している者

（次項に規定する者を除く。）に関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始日の日」

二十日前まで」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第二号）の施行の日から一月以内」とする。

この法律の施行の際現に旧法第二十四条の二第一項の届出をしている特定高圧ガス消費者で

あつて、特殊高圧ガスを現に消費しているもの

に関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四条の四第一項の規定の適用については、同項中

「あらかじめ」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第二号）

の施行の日から一月以内」とする。

第八十五条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

第八十七条この法律の施行の際現に旧法第四十五条

第一項の規定に基づき交付されている容器証明書及び当該容器証明書に係る容器については、

次の各号に掲げる時までの間は、なお従前の例

によつて。

一 当該容器についてこの法律の施行後最初に

行なわれた容器再検査（以下単に「容器再検査」という。）に当該容器が合格した場合は、その

による。

二 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、その合格しなかつた時から三月

以内に当該容器が旧法第五十四条第二項の規

定により旧法第四十四条第三項の規格に適合

（以下単に「規格に適合」という。）すると認められたときは、その認めたとき

（以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四条の二第一項の政令で定める種類の高圧ガス（以下「特殊高圧ガス」という。）を消費している者

四 容器再検査を受ける前に当該容器が規格に適合すると認められた場合は、その認めたとき

に該当すると認められた場合は、その認めたとき

可を受けないで高圧ガスの輸入をしたとき又は同法を削り、「命令若しくは」を「命令又は」に改める。

第八条 附則第二条から第六条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定に基づき容器証明書の交付を受けている者は、当該容器証明書に係る容器に新法第四十九条第三項の刻印若しくは同条第四項の標章の掲示若しくは新法第五十四条第二項の規定による刻印等がされたとき、又は容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、三月以内に同項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器証明書を通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関に返納しなければならない。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（一部改正）

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

（岩本政光君登壇、拍手）

○岩本政光君登壇、拍手

第八条 附則第二条から第六条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な審査の経過と結果を御報告申しあげます。

本法律案は、最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、圧縮モノシラン等を特定高圧ガスに追加すること等による特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上にかんがみ、規制を合理化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特殊材料ガスに係る規制のあり方、保安検査の適正化、教育研究機関における安全対策の強化等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

外 報 号 ()

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

平成三年十一月十七日

内閣委員長 梶原 清

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、

初任調整手当、扶養手当、通勤手当、宿直手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、

管理職員特別勤務手当の新設等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

平成三年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、

初任調整手当、扶養手当、通勤手当、宿直手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、

管理職員特別勤務手当の新設等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成三年度において、約千六百四十億円である。

二、採決

本法律施行に要する経費は、平成三年度において、約千六百四十億円である。

改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(「いずれも内閣提出、衆議院送付」)

以上五案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長権原清君。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第五条第一項中「正規の勤務時間」を「正規の勤

務時間」に、「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、「宿直手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。

第十一条第三項中「四千五百円」を「五千五百円」に、「一万五百円」を「一万円」に改め、同条第四項を削る。

第十二条第二項第一号中「三万円」を「四万円」に改め、同項第二号ト中「三十キロメートル以上」の下に「三十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 一万六千七百円

リ 使用距離が片道四十キロメートル以上である職員 一万八千八百円

第十二条第二項第三号中「三万円」を「四万円」に改める。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条规定付する。

平成三年十二月十六日

第三十九条の四第六項中「第十九条の三第三項」を「第十九条の四第三項」に、「第十九条の四第二項」を「第十九条の五第二項」に改める。

第十九条の二第一項中「一千三百円」を「二千九百円」に、「一万」千円」を「一万三千円」に、「四千二百円」を「五千円」に、「三千四百五十円」を「四千三百五十円」に、「一万八千円」を「一万九千五百円」に、「六千三百円」を「七千六百五十円」に改め、同条第二項中「一万三千円」を「一万四千円」に改める。

第十九条の七を第十九条の八とする。

第十九条の六第一項中「第十二条」を削り、「第十九条の四」を「第十九条の五」に改め、同条第二項中「第十九条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員」を「特定管理職員」に改め、同条を第十九条の七とし、第十九条の五とする。

第十九条の三第二項中「百分の一百」を「百分の二百十」に改め、同条を第十九条の四とし、第十九条の二の次に次の二条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事院規則で定める職員(以下「特定管理職員」という)又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それそれぞの額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第二十二条第一項中「三万五千円」を「三万二千七百円」に改める。

第二十三条第七項中「第十九条の三第一項」を「第十九条の四第一項」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

4 行政職俸給表(一)

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
職等の級	俸給月額 円										
1	—	168,000	197,700	214,300	233,400	251,700	271,900	304,600	342,300	380,200	418,700
2	121,000	153,700	173,900	205,400	222,600	241,900	260,500	281,300	316,200	354,500	419,300
3	124,900	160,800	180,000	213,300	231,000	250,400	269,500	290,800	327,800	366,800	434,000
4	129,100	167,300	186,500	221,600	239,200	259,000	278,600	300,700	338,400	379,200	448,700
5	133,800	172,800	193,000	229,900	247,300	267,600	287,900	310,700	351,100	391,700	463,400
6	139,300	177,400	200,400	238,100	255,400	275,300	297,200	320,600	352,900	394,100	478,400
7	144,900	182,000	207,600	246,000	263,500	285,100	306,700	330,500	375,000	416,400	493,600
8	150,400	186,500	214,700	253,900	271,800	294,200	316,200	340,400	387,000	428,700	506,500
9	154,600	190,700	220,500	261,700	279,700	303,300	326,000	350,300	393,300	441,000	523,400
10	157,900	194,900	226,800	269,400	287,800	312,800	335,800	360,200	410,800	453,200	535,100
11	160,700	199,100	232,600	277,100	295,800	322,400	345,100	370,100	421,300	464,000	542,800
12	163,400	203,300	238,300	284,700	303,600	332,000	354,400	380,000	432,200	474,000	550,100
13	165,800	207,500	243,800	292,000	311,400	341,500	363,300	389,600	441,500	482,500	556,400
14	168,100	210,800	249,000	299,300	319,000	360,700	371,200	398,300	442,200	489,800	561,200
15	170,200	213,900	254,000	305,900	325,200	359,100	378,200	406,500	455,600	494,400	571,800
16	217,000	253,900	312,300	330,900	365,900	384,500	413,600	461,800	498,600	535,100	618,700
17	220,000	253,400	316,900	336,100	372,300	390,000	418,300	456,600	493,600	530,500	614,400
18	222,800	257,200	321,000	340,400	376,900	394,800	422,800	457,200	497,900	536,400	621,100
19	224,800	270,800	325,000	344,500	381,300	399,800	427,200	463,200	501,100	538,500	627,800
20	225,700	327,500	348,200	385,600	403,700	431,200	458,200	495,600	532,900	569,500	634,200
21	226,500	330,800	351,500	389,900	407,700	435,000	462,800	499,600	537,900	574,500	641,100
22	227,200	333,600	354,800	394,000	411,400	437,200	464,800	501,500	539,200	576,400	643,800
23	228,900	336,500	358,200	397,800	401,400	439,200	467,800	504,600	541,500	580,100	646,100
24	229,400	339,500	361,500	398,600	403,700	441,200	469,800	507,500	543,200	582,900	648,400
25	229,900	342,400	364,900	398,600	407,700	445,200	473,800	511,500	547,200	586,400	651,100
26	230,300	345,200	370,100	401,400	411,400	451,200	479,800	515,500	551,200	590,100	653,800
27	230,700	347,600	373,500	404,800	414,800	454,200	482,800	519,500	554,200	593,100	656,400
28	231,100	349,100	376,000	407,100	417,400	457,200	485,800	522,500	557,200	596,100	659,100
29	231,500	350,600	378,500	409,600	420,400	460,200	488,800	525,500	560,200	599,100	661,800
30	231,700	347,600	364,900	398,600	407,700	445,200	473,800	511,500	547,200	586,400	648,400
31	301,000	364,200	383,200	401,400	411,400	451,200	479,800	515,500	551,200	590,100	653,800
32											

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

外 報

行政職俸給表(二)

職務の種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	142,400	165,600	181,700	205,400	232,000
2	108,400	154,700	170,900	187,200	211,900	238,900
3	111,800	160,000	176,300	192,900	218,400	245,700
4	115,100	165,400	181,700	198,100	224,900	263,300
5	118,200	170,200	187,100	205,300	231,400	281,000
6	121,300	174,900	192,700	211,600	237,900	289,000
7	126,000	179,600	198,600	217,400	244,100	277,900
8	130,400	184,300	204,400	223,000	249,900	284,100
9	135,600	189,000	210,200	228,500	255,900	293,300
10	141,500	193,300	215,800	234,000	261,100	301,400
11	148,200	198,700	221,100	239,000	268,700	309,300
12	154,000	203,400	226,200	244,000	272,300	317,200
13	159,700	208,100	231,300	243,000	277,900	325,600
14	164,700	212,600	236,100	254,000	283,400	331,500
15	169,100	217,100	240,900	259,000	288,600	338,600
16	175,300	221,200	245,600	264,100	294,100	345,300
17	177,200	225,000	250,500	265,600	299,300	352,000
18	181,000	229,700	255,500	272,900	304,100	358,900
19	184,200	233,400	260,900	276,300	308,500	383,500
20	189,400	235,000	264,200	280,200	312,900	385,400
21	190,600	237,300	267,400	283,600	316,900	373,400
22	192,300	239,600	270,400	286,800	320,700	377,900
23	195,100	241,300	273,900	289,300	323,500	381,200
24	197,700	243,800	275,600	292,900	326,200	383,200
25	200,100	246,000	278,000	295,700	328,700	385,700
26	202,200	248,100	280,400	298,600	331,100	388,500
27	204,400	250,800	282,800	300,800	333,500	393,500
28	206,500	252,500	285,100	303,100	335,800	397,800
29	208,300	254,800	287,400	305,300	338,100	400,100
30	210,400	256,600	289,600	307,500	340,400	403,400
31	212,400	258,500	291,600	309,800	342,700	406,700
32	214,200	260,400	294,100	312,100	345,000	409,000
33	216,300	262,300	296,600	314,600	347,300	411,300

備考 この表は、機器の運転操作、厅舎の監視その他の厅務及びこれらに連する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額						
1	—	198,800	234,400	272,500	304,800	342,300	390,200
2	140,200	206,500	242,900	281,900	316,200	354,500	404,700
3	146,300	214,500	251,700	291,300	327,800	366,800	419,300
4	154,300	223,200	260,500	300,800	339,400	379,200	434,000
5	161,200	231,500	269,500	310,700	351,100	391,700	448,700
6	168,400	239,600	278,500	320,600	362,900	404,100	463,400
7	174,700	247,600	287,700	330,500	375,000	416,400	478,400
8	181,000	255,600	296,900	340,400	387,000	428,700	493,600
9	187,300	263,600	306,200	350,300	388,800	441,000	508,500
10	193,900	271,600	315,700	360,200	410,300	453,200	528,400
11	201,200	279,700	325,400	370,100	421,300	464,000	535,100
12	208,200	287,800	335,100	380,000	432,200	474,000	542,800
13	215,200	295,800	344,600	389,600	441,500	482,500	550,100
14	221,300	303,600	354,100	398,900	449,200	489,800	558,400
15	227,300	311,400	368,200	406,500	456,600	494,400	561,200
16	238,100	318,600	371,200	413,600	461,900	499,600	579,400
17	238,600	324,000	378,200	418,300	468,600	507,300	587,100
18	243,900	328,100	382,700	422,800	470,900	515,600	595,400
19	246,000	332,700	387,700	427,200	476,900	523,600	603,100
20	254,000	335,600	391,300	431,200	481,500	531,200	610,900
21	258,900	339,100	395,600	435,000	485,600	539,300	618,100
22	263,400	342,100	399,800	439,600	489,800	543,600	625,400
23	267,200	345,100	403,500	443,200	493,500	551,200	632,100
24	270,700	348,700	407,200	447,800	497,800	555,200	638,900
25	273,700	351,400	410,500	451,500	501,500	561,200	645,400

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	193,200	222,600	241,700	260,500	278,400	299,000	329,700	365,000	403,900
2	185,100	174,500	199,800	231,800	250,200	289,400	288,600	308,700	339,600	377,000	415,700
3	140,900	181,300	205,500	240,400	258,700	278,300	288,100	318,400	349,600	389,000	427,500
4	147,300	188,100	211,700	248,900	267,300	287,700	307,300	328,200	359,800	400,300	439,400
5	164,000	193,500	217,900	257,400	275,800	297,100	317,100	338,100	370,100	411,300	451,400
6	160,500	197,700	224,700	265,900	284,300	306,600	326,600	348,000	380,300	421,500	463,400
7	167,800	201,500	231,600	274,800	292,800	316,100	336,300	358,100	390,500	431,500	473,400
8	174,600	204,700	237,400	282,500	301,500	325,600	346,100	368,400	400,700	441,500	483,600
9	177,800	207,800	242,600	290,600	309,600	335,300	356,200	378,600	410,800	451,500	503,500
10	179,900	210,700	247,900	288,500	317,900	345,100	366,300	388,800	420,900	461,500	523,400
11	182,000	213,600	253,200	308,400	325,200	355,200	376,400	398,000	430,500	471,500	535,100
12	183,900	216,500	258,500	314,200	331,700	365,800	386,500	409,100	440,500	481,400	542,800
13	185,800	219,400	263,900	320,000	338,100	375,400	396,500	419,100	450,200	491,200	550,100
14	187,400	222,300	267,100	324,900	344,400	385,400	404,500	429,000	459,600	499,100	556,400
15	224,400	270,800	329,500	350,200	395,000	412,300	438,000	463,700	503,500	561,200	
16	274,400	328,900	355,900	402,000	429,400	445,900	473,600				
17	276,600	387,500	361,000	408,700	425,100	455,700	478,000	482,100			
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徵収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	141,000	155,200	178,100	209,500	242,200	260,500	270,100	299,000	329,700	365,000
2		141,000	155,200	161,700	178,100	216,500	250,800	269,400	288,300	308,700	377,000
3		147,200	161,700	187,000	224,100	259,500	278,300	288,100	318,400	349,600	389,000
4		168,600	170,100	184,900	282,500	268,100	287,700	307,500	328,200	359,800	400,800
5		189,000	178,600	201,700	241,100	276,700	297,100	317,100	338,100	370,100	411,200
6		187,700	186,100	208,000	249,700	285,200	306,600	326,300	348,000	380,300	421,500
7		176,000	183,100	214,800	258,300	293,800	316,100	336,300	358,100	390,500	431,500
8		183,500	199,900	220,600	266,900	302,000	325,600	346,100	368,400	400,700	441,500
9		190,500	205,900	228,100	275,400	310,400	335,300	356,200	378,600	410,900	451,500
10		197,800	211,900	235,600	283,400	318,800	345,100	366,300	388,800	420,900	461,500
11		206,300	218,100	243,100	281,400	327,200	355,200	376,400	399,000	430,800	471,500
12		206,300	224,400	250,600	298,400	335,600	365,300	386,500	410,100	440,500	481,400
13		215,500	231,700	258,300	307,400	344,000	375,400	396,500	419,100	450,200	491,200
14		221,800	238,900	265,700	315,400	352,400	385,400	404,500	429,000	459,600	499,100
15		229,100	246,300	275,200	323,000	360,800	395,000	412,300	438,000	468,700	508,500
16		236,300	253,700	280,800	330,700	368,800	402,000	419,300	446,900	473,600	542,800
17		243,200	260,500	288,800	338,400	376,600	408,700	425,100	450,700	478,000	510,100
18		249,700	267,400	296,800	346,100	388,600	414,300	430,700	455,300	482,100	531,200
19		255,800	274,300	304,300	353,800	389,800	418,800	435,300	459,900	486,700	531,200
20		262,200	281,000	312,400	361,000	394,300	423,300	439,500	464,000	491,200	556,400
21		268,600	287,800	320,100	368,100	398,300	427,500	443,400	471,100	497,800	531,200
22		274,800	294,600	327,700	375,100	402,200	431,700	447,100	474,000	499,100	531,200
23		281,900	301,900	335,400	381,300	406,000	435,400	451,700	478,000	505,300	531,200
24		287,600	308,000	343,100	385,500	409,600	436,000	452,300	479,000	505,300	531,200
25		293,600	314,700	350,300	389,300	412,800	441,000	458,300	485,000	511,700	531,200
26		299,700	321,300	367,400	392,800	415,100	445,400	462,700	490,000	517,300	531,200
27		305,500	327,800	384,400	396,300	420,000	448,700	466,000	493,300	520,000	531,200
28		311,100	334,000	370,600	399,900	426,300	464,000	481,300	508,000	531,200	531,200
29		315,500	339,600	374,800	403,000	430,000	468,300	485,300	512,000	531,200	531,200
30		319,800	344,500	383,800	408,000	435,300	472,300	489,300	516,000	541,700	531,200
31		324,300	349,500	388,100	409,600	436,000	474,000	490,300	517,300	541,700	531,200
32		328,600	352,900	388,600	409,600	439,000	477,300	494,300	520,000	541,700	531,200
33		331,200	356,200	389,200	403,000	443,300	479,300	495,300	525,000	541,700	531,200
34		334,500	359,500	382,300	406,000	446,000	482,300	501,300	525,000	541,700	531,200
35		335,200	362,800	385,200	406,000	446,000	482,300	501,300	525,000	541,700	531,200
36		335,500									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外(局)報

□ 公安職俸給表(二)

号 俸	俸 給 月 額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	—	193,200	228,500	241,700	260,500	278,100	299,000	320,700	346,000	365,000	385,900	403,900
2	135,100	174,500	199,300	231,800	250,200	269,400	288,600	308,700	338,600	377,000	415,700	451,700
3	141,100	181,300	205,500	240,400	258,700	278,300	298,100	318,400	349,600	389,000	427,500	467,500
4	148,000	188,100	211,700	248,900	267,300	287,700	307,600	328,200	359,300	400,300	439,400	479,400
5	155,200	193,500	217,900	257,400	275,800	297,100	317,100	338,100	370,100	411,300	451,400	491,400
6	162,300	198,600	224,700	255,900	284,300	306,600	326,600	348,000	380,300	421,500	463,400	505,400
7	168,800	203,200	231,800	274,300	292,800	316,100	336,300	358,100	390,500	431,500	473,400	515,400
8	174,600	207,700	237,900	282,500	301,300	325,600	346,100	368,400	400,700	441,500	483,600	525,600
9	178,900	211,600	244,000	280,600	309,800	335,300	356,200	378,600	410,900	451,500	503,500	545,500
10	183,000	216,100	250,100	288,500	317,900	345,100	366,300	388,300	420,600	461,500	508,400	550,400
11	187,000	220,700	256,100	286,400	325,800	355,200	376,400	399,000	430,800	471,500	513,100	555,100
12	190,900	225,600	261,800	281,200	328,200	365,300	386,500	409,100	440,500	481,400	524,800	566,800
13	194,500	230,700	267,400	321,000	340,500	375,400	396,500	418,100	450,200	491,200	530,100	571,100
14	197,800	235,600	273,000	326,800	347,800	385,400	404,500	429,000	459,800	499,100	536,400	576,400
15	204,000	240,000	278,600	332,400	354,000	395,000	412,300	438,000	463,700	503,500	541,200	581,200
16	204,200	244,100	283,400	387,500	560,100	402,000	419,800	445,900	473,600	501,600	539,100	577,100
17	207,200	247,300	288,200	341,500	385,800	408,700	425,100	450,700	478,000	505,000	532,400	560,400
18	209,700	251,500	292,600	345,000	370,200	414,300	430,700	455,300	482,100	509,900	537,900	565,900
19	212,200	253,600	296,200	348,200	374,600	418,800	435,200	462,000	489,500	516,000	543,000	571,000
20	214,800	268,800	351,200	378,600	423,300	459,500	487,900	516,000	543,000	571,000	601,000	629,000
21	216,300	301,400	354,100	382,200	427,500	443,400	471,100	500,000	527,000	554,000	581,000	609,000
22		304,000	356,900	385,000	431,700	447,100						
23		306,600	360,600	435,400								
24		309,300	362,000	439,000								
25		311,800										
26		314,000										

備考 この表は、検察官、公安調査官、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	—	226,900	266,100	298,300	323,900	415,500
2	145,200	182,800	214,900	276,800	309,400	346,500	428,400
3	153,800	201,300	242,800	287,300	320,000	358,100	441,200
4	162,500	209,500	252,500	297,700	330,500	371,600	454,000
5	171,300	216,700	261,900	308,000	341,000	384,000	466,400
6	181,000	223,400	271,200	318,100	351,500	396,400	478,700
7	189,800	229,600	280,300	328,000	361,600	408,700	491,000
8	198,600	235,800	288,100	327,500	371,700	421,000	502,500
9	201,700	243,000	297,100	346,900	381,500	432,900	513,200
10	206,900	249,600	305,000	355,700	391,200	444,200	522,100
11	209,800	256,200	312,900	364,300	400,900	455,500	530,300
12	212,400	262,000	320,500	373,400	410,400	466,400	539,900
13	215,500	267,400	328,100	382,300	419,300	476,100	546,300
14	218,600	272,700	335,700	391,100	428,200	484,800	552,200
15	221,700	277,500	343,300	398,900	435,600	492,700	558,300
16	224,800	282,000	350,700	405,700	442,000	499,900	565,300
17	227,900	286,500	357,800	414,400	448,000	503,700	572,100
18	231,100	289,800	384,400	420,100	453,600	511,700	580,300
19	233,200	308,400	424,800	459,000	513,600	543,600	619,300
20	372,300	429,400	464,300	520,800	525,000	525,700	525,700
21	376,100	434,000	468,900	525,000	525,000	525,700	525,700
22	379,900	438,300	472,900	525,000	525,000	525,700	525,700
23	383,600	442,600	476,800	525,000	525,000	525,700	525,700
24	387,200	446,800	480,800	525,000	525,000	525,700	525,700
25	390,700	450,600	484,100	525,000	525,000	525,700	525,700
26	394,100	454,300	484,100	525,000	525,000	525,700	525,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の寺院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	182,600	207,100	236,100	266,600
2	123,100	154,200	188,900	213,600	243,300	274,100
3	126,500	161,600	194,600	220,500	251,300	281,700
4	130,800	169,500	200,600	228,100	258,800	289,800
5	135,800	176,300	207,000	235,800	265,600	297,100
6	141,100	182,200	213,500	243,300	271,900	305,800
7	147,200	188,100	220,400	250,600	278,100	313,500
8	153,800	193,000	227,900	256,900	284,100	321,700
9	160,700	198,500	235,400	263,000	294,100	329,900
10	168,300	204,000	242,700	269,100	296,000	338,100
11	175,000	203,600	246,700	274,600	302,600	346,300
12	180,800	215,800	255,700	280,300	308,000	354,800
13	186,600	220,500	261,700	285,400	313,900	363,000
14	191,500	225,500	267,600	290,400	319,700	370,700
15	196,200	232,100	273,000	295,300	325,500	377,800
16	200,800	237,500	278,300	300,000	330,900	384,800
17	205,300	243,000	282,900	304,800	355,900	391,500
18	209,500	248,100	287,600	308,400	340,600	397,800
19	214,100	253,200	282,200	312,500	344,100	403,800
20	218,100	257,600	286,100	316,000	347,500	409,500
21	220,900	261,400	289,600	319,500	350,900	414,700
22	223,700	264,500	302,700	322,600	354,200	419,300
23	225,700	267,500	305,800	325,400	357,500	423,000
24	270,200	308,500	328,100	360,800	382,100	380,800
25	272,700	310,900	330,800	363,800	383,800	383,800
26	275,000	313,200	333,300	365,500	385,800	385,800
27	277,300	315,900	335,800	368,400	388,300	388,300
28	279,400	318,400	330,900	369,100	389,100	389,100
29	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職位の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	224,200	258,900	327,900
2	144,900	182,800	234,600	269,500	339,300
3	162,400	191,100	243,200	280,100	351,000
4	161,400	199,500	252,400	290,700	362,700
5	170,700	207,900	261,400	301,400	374,400
6	177,700	216,300	270,900	312,200	386,100
7	184,700	224,700	280,800	323,000	397,800
8	191,700	233,000	290,800	338,700	409,500
9	198,400	241,400	300,400	344,400	421,200
10	207,700	249,800	309,900	354,900	432,900
11	214,200	258,500	319,400	365,100	444,700
12	222,100	267,000	328,900	374,500	456,600
13	229,600	275,300	338,300	383,700	468,600
14	236,800	282,800	347,700	392,700	480,600
15	243,400	290,200	357,100	401,300	492,800
16	249,900	297,000	366,000	408,600	504,800
17	256,000	303,400	374,600	417,500	515,400
18	262,100	310,000	382,900	425,600	523,000
19	268,200	316,500	390,900	433,300	536,400
20	274,000	322,900	398,800	440,700	546,200
21	279,700	328,000	406,500	448,100	555,100
22	285,200	335,200	413,800	455,500	561,800
23	290,800	341,300	420,500	462,100	567,100
24	295,400	347,300	427,100	468,600	571,800
25	299,500	353,300	431,800	474,400	578,500
26	303,600	358,500	435,600	482,200	582,200
27	307,400	362,600	439,400	485,700	585,700
28	311,100	366,200	443,200	492,200	586,300
29	313,900	369,300	446,500	497,100	592,100
30	316,600	373,400	449,700	502,700	597,800
31	319,300	377,000	453,600	508,300	603,300
32	322,800	380,500	459,400	512,900	608,900
33	324,600	388,900	463,200	516,400	616,400
34	327,200	387,000	466,500	519,900	621,500
35	329,700	390,100	470,700	523,200	626,000
36	332,100	393,100	474,400	526,300	630,900
37	334,500	398,200	478,700	530,400	633,900

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職位の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	132,500	172,200	279,100
2	144,900	182,800	234,600	288,700
3	152,400	191,100	243,200	298,200
4	161,400	199,500	252,400	305,800
5	170,700	207,900	261,400	317,400
6	177,700	216,300	270,900	327,000
7	184,700	224,700	280,800	336,600
8	191,700	233,000	290,800	346,200
9	198,400	241,400	300,400	445,000
10	207,700	249,800	309,900	455,200
11	214,200	258,500	319,400	465,500
12	222,100	267,000	328,900	475,500
13	229,600	275,300	338,300	484,900
14	236,800	282,800	347,700	493,200
15	243,400	290,200	357,100	503,900
16	249,900	297,000	366,000	512,900
17	256,000	303,400	374,600	521,700
18	262,100	310,000	382,900	529,900
19	268,200	316,500	390,900	538,500
20	274,000	322,900	398,800	547,300
21	279,700	328,000	406,500	556,000
22	285,200	335,200	413,800	564,200
23	290,800	341,300	420,500	572,600
24	295,400	347,300	427,100	581,700
25	299,500	353,300	431,800	590,500
26	303,600	358,500	435,600	598,900
27	307,400	362,600	439,400	605,700
28	311,100	366,200	443,200	614,500
29	313,900	369,300	446,500	623,200
30	316,600	373,400	449,700	631,900
31	319,300	377,000	453,600	640,700
32	322,800	380,500	459,400	649,400
33	324,600	388,900	463,200	658,100
34	327,200	387,000	466,500	666,800
35	329,700	390,100	470,700	675,500
36	332,100	393,100	474,400	684,200
37	334,500	398,200	478,700	692,900

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、准教授、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外(号)報

△ 教育職俸給表(三)

職務の種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 様	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	240,800	371,300	226,200	280,100
2	132,500	146,900	250,200	380,100	432,800
3	138,500	154,700	259,800	388,900	444,500
4	144,900	162,300	269,400	397,700	462,200
5	152,300	172,200	279,100	406,600	488,100
6	160,400	178,900	288,700	415,500	480,200
7	169,000	185,600	298,200	424,400	492,400
8	175,400	192,300	307,800	433,100	504,500
9	181,700	199,100	317,400	441,000	515,100
10	188,000	206,000	326,900	448,900	525,700
11	194,000	213,000	336,400	456,300	538,100
12	200,000	220,300	345,200	465,600	550,500
13	206,100	228,100	354,000	475,000	564,800
14	212,700	236,100	362,700	483,700	575,700
15	218,000	245,000	371,400	492,100	588,900
16	225,100	254,100	379,700	500,800	602,300
17	231,200	263,200	387,900	509,500	615,700
18	237,200	272,400	396,200	518,200	629,100
19	243,000	281,600	404,500	526,500	642,500
20	248,700	290,800	412,600	535,800	655,700
21	254,000	300,200	420,200	545,100	668,900
22	259,200	309,400	426,900	552,600	682,300
23	264,000	318,600	433,200	560,100	695,700
24	268,600	327,800	438,400	568,200	708,900
25	272,400	336,100	442,700	575,800	722,300
26	276,100	344,200	446,400	583,100	735,700
27	279,400	352,300	449,600	590,600	749,100
28	282,300	360,100	453,200	598,100	762,500
29	284,900	367,600	458,400	605,300	775,800
30	287,400	374,600	462,700	612,400	789,100
31	289,700	381,400	466,400	619,300	802,600
32	292,100	388,000	472,300	626,000	815,900
33	394,000	394,000	478,400	632,100	829,500
34	400,000	405,200	484,600	638,100	843,800
35	409,700	414,000	491,900	644,400	857,700
36	417,900	420,500	498,700	647,700	871,100
37					
38					
39					

△ 教育職俸給表(四)

職務の種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 様	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	188,900	226,200	280,100	421,100
2	152,800	191,700	234,600	290,700	432,800
3	162,800	198,800	243,200	301,400	444,500
4	172,900	206,100	252,000	312,200	456,200
5	182,800	216,400	261,400	323,000	468,100
6	189,500	224,700	270,900	333,700	480,200
7	196,200	283,000	281,200	344,400	492,400
8	203,400	241,600	291,600	354,900	504,500
9	210,500	249,800	302,400	365,100	515,100
10	217,800	258,500	313,100	375,600	525,700
11	224,800	267,200	323,800	386,100	538,100
12	232,600	276,300	334,400	397,900	545,900
13	239,900	285,700	344,900	409,500	554,800
14	246,900	295,200	355,100	421,200	561,700
15	263,900	304,500	365,200	432,900	575,700
16	260,700	313,700	374,900	444,800	571,700
17	267,300	322,700	384,300	456,300	582,300
18	273,600	331,400	393,100	468,200	595,700
19	279,800	340,000	401,500	480,300	608,900
20	285,500	348,500	409,600	490,900	622,300
21	290,800	357,000	417,300	498,100	635,700
22	296,300	365,400	424,900	505,100	648,500
23	301,700	373,800	432,000	511,800	661,700
24	306,600	382,100	439,100	518,600	675,100
25	311,200	386,000	445,900	524,600	689,100
26	315,700	397,700	451,700	532,500	703,800
27	319,000	405,300	457,500	538,800	718,100
28	322,400	412,400	461,800	475,100	731,400
29	325,600	419,300	465,600	482,100	744,700
30	328,900	425,400	469,100	489,100	758,100
31	332,200	431,200	475,000	495,800	771,400
32	335,200	437,500	481,300	502,100	784,700
33	338,100	440,900	488,100	508,400	798,100
34	341,000	444,400	494,700	514,700	811,400
35					

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに定するものに勤務する校長、園長、教諭、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の段	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	231,100	270,300	313,300
2	121,100	163,800	240,400	280,100	324,600
3	125,000	173,200	249,700	290,000	336,600
4	126,700	181,500	256,100	300,600	348,400
5	135,100	189,900	268,500	310,100	360,300
6	142,100	198,500	278,200	320,100	373,300
7	149,400	206,200	288,000	328,700	386,400
8	156,700	213,800	297,800	339,300	399,900
9	163,900	221,500	307,500	348,900	413,400
10	170,800	229,200	317,000	358,500	426,900
11	177,700	236,400	325,800	368,000	440,300
12	184,700	243,400	334,300	377,500	453,700
13	191,700	250,200	342,500	386,900	468,900
14	198,700	257,000	349,800	396,100	480,000
15	205,800	264,200	356,800	405,300	493,000
16	213,900	271,300	363,800	414,500	505,900
17	220,800	278,300	370,500	423,600	518,800
18	228,600	285,100	377,100	432,700	529,900
19	235,300	292,000	383,700	441,600	538,200
20	238,000	298,900	389,700	449,200	545,500
21	243,700	305,800	395,400	456,700	551,500
22	249,800	312,600	400,800	462,100	557,000
23	256,600	319,400	405,800	468,900	561,200
24	263,900	324,800	410,200	470,900	565,500
25	264,900	330,000	414,400	474,000	574,100
26	269,000	334,000	418,000	474,000	584,000
27	273,000	337,900	421,500	474,000	592,700
28	276,100	341,700	426,000	478,600	597,900
29	278,200	345,500	429,200	483,200	542,900
30	283,100	349,200	432,400	487,600	547,500
31	284,800	352,400	436,000	491,900	551,300
32	287,300	—	—	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

職務の段	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	269,600	306,500	334,200
2	213,900	281,200	318,200	406,300
3	223,200	292,800	329,900	418,300
4	233,400	304,400	341,600	430,200
5	243,700	316,000	353,300	442,000
6	254,900	327,600	365,200	453,700
7	266,300	339,200	377,200	465,100
8	277,800	350,900	389,600	476,300
9	289,200	362,800	401,600	487,400
10	300,300	374,800	413,600	498,300
11	309,900	385,500	425,400	508,200
12	318,900	395,800	436,800	519,600
13	327,700	405,600	448,100	530,000
14	336,500	415,200	459,200	540,400
15	345,300	424,800	470,200	550,100
16	354,100	434,300	480,900	559,300
17	362,900	443,700	491,300	567,800
18	370,800	453,100	501,600	574,700
19	376,200	460,500	511,800	580,000
20	384,600	467,600	518,700	584,800
21	384,600	474,000	527,400	592,700
22	391,500	478,600	532,700	597,900
23	400,200	483,200	542,900	597,900
24	408,600	487,600	547,500	551,300
25	416,000	495,600	551,300	—
26	—	—	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等で勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号俸	俸給月額								
1	—	185,400	207,500	241,500	281,200	314,500	379,200	419,200	474,400
2	125,100	158,400	191,900	215,200	250,700	290,600	325,000	391,500	461,500
3	130,200	164,400	198,800	223,000	259,700	300,200	357,600	404,000	474,400
4	136,400	170,400	206,400	230,900	268,700	302,800	349,300	416,800	486,800
5	142,700	174,000	214,000	239,000	277,700	319,400	361,400	429,700	497,700
6	149,500	182,500	221,700	247,100	283,700	322,100	372,900	442,600	512,600
7	156,200	188,600	228,500	255,200	295,800	338,800	385,100	456,000	526,000
8	162,200	194,700	237,400	263,400	305,200	343,800	397,200	469,900	539,900
9	168,000	201,800	245,300	271,600	314,600	358,900	409,200	483,300	553,300
10	173,100	208,200	253,200	279,800	324,100	369,100	420,600	486,300	560,300
11	177,800	215,000	261,100	288,200	333,700	379,200	431,900	504,200	574,200
12	182,500	221,200	268,900	296,400	342,800	389,000	441,600	511,400	581,400
13	186,900	227,300	276,700	304,500	351,800	398,500	449,200	518,200	598,200
14	190,900	233,300	284,500	312,400	360,200	406,300	455,600	524,700	603,700
15	195,100	239,000	292,100	320,300	367,200	413,500	464,000	530,200	612,200
16	199,800	244,500	298,800	326,400	374,000	418,800	468,600	534,700	624,700
17	203,500	246,700	306,600	332,200	379,800	422,800	472,900	544,700	634,700
18	207,700	254,800	313,400	338,100	385,300	427,200	475,300	552,300	642,300
19	211,100	259,600	318,300	342,400	389,900	431,200	480,500	557,500	657,500
20	214,100	264,200	322,900	345,600	394,200	435,000	475,800	564,800	664,800
21	217,000	267,800	326,800	350,600	395,400	437,800	479,200	577,200	677,200
22	219,400	270,600	330,000	354,800	402,200	440,000	487,200	584,200	684,200
23	221,400	273,400	332,900	357,700	405,800	445,000	490,000	589,000	690,000
24	227,000	325,800	360,800	386,800	426,200	466,000	506,200	596,200	696,200
25	228,500	328,600	363,600	389,400	429,200	468,800	508,800	601,200	701,200
26	229,700	329,400	364,400	390,200	430,000	469,600	509,600	602,400	702,400
27	234,200	341,400	366,600	391,200	431,000	470,400	510,400	603,400	703,400
28	234,700	343,700	368,900	393,700	433,200	472,400	512,400	605,400	705,400
29	234,900	344,100	369,100	394,100	434,000	473,200	513,200	606,200	706,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

△ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	—	199,600	219,800	250,400	284,800	316,400
2	136,900	161,700	205,000	226,700	258,400	294,000	328,000
3	141,000	169,300	212,000	238,700	266,500	303,400	339,600
4	147,400	177,200	213,900	240,700	274,600	313,100	351,300
5	153,000	182,200	225,700	247,700	282,600	323,000	363,100
6	160,700	187,300	232,500	254,900	290,600	332,900	375,200
7	168,300	192,400	239,300	262,200	298,600	342,800	387,300
8	175,900	197,800	246,200	283,600	306,500	362,700	399,300
9	180,900	203,200	253,200	277,000	314,300	362,900	411,200
10	185,900	209,800	260,200	284,200	322,100	382,300	428,000
11	190,800	216,400	267,300	292,100	330,100	383,700	434,800
12	195,700	222,900	274,500	299,600	338,100	388,800	445,500
13	200,500	229,200	281,500	307,100	346,100	403,900	454,600
14	205,400	235,500	289,200	314,600	354,100	413,600	463,400
15	210,600	241,800	298,500	322,000	362,300	423,100	471,600
16	216,000	248,100	303,800	338,200	370,500	432,000	478,900
17	221,300	254,400	310,800	345,800	385,200	440,600	488,300
18	226,600	260,600	317,800	343,500	386,000	448,600	488,200
19	231,800	266,300	324,600	350,500	390,400	455,700	492,200
20	237,000	271,900	331,400	356,600	395,400	460,400	496,400
21	241,900	277,500	337,900	362,400	390,900	464,700	504,400
22	246,800	282,900	344,100	368,000	404,400	468,400	508,400
23	251,300	288,300	349,500	372,400	408,000	472,000	512,000
24	255,600	293,700	354,700	376,500	410,700	476,400	516,400
25	259,800	299,100	359,500	380,100	414,000	480,400	520,400
26	263,900	304,500	363,800	383,500	417,400	484,400	524,400
27	267,700	309,800	367,000	387,000	421,400	488,400	528,400
28	271,800	315,700	371,100	391,100	425,400	492,400	532,400
29	274,200	318,100	373,100	393,100	427,400	494,400	534,400
30	277,000	320,900	375,900	395,900	430,400	497,400	537,400
31	279,700	323,700	378,400	398,400	433,400	499,400	539,400
32	282,400	326,400	381,500	398,500	436,400	501,400	541,400
33	285,000	329,100	384,700	401,700	439,400	504,400	544,400
34	287,500	331,800	387,100	404,100	442,400	507,400	547,400
35	289,800	334,200	389,800	406,800	445,400	510,400	550,400
36	292,000	336,600	392,600	409,600	448,400	513,400	553,400
37	294,200	339,000	395,300	412,300	451,400	516,400	556,400
38	341,400	341,400	396,400	414,400	454,400	519,400	559,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸 給	月 額
1		円 541,000
2		599,000
3		666,000
4		739,000
5		796,000
6		855,000
7		934,000
8		1,012,000
9		1,087,000
10		1,163,000
11		1,232,000
12		1,257,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条第四項を前する改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。
- 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正

- (施行期日等)
- 3 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が医療職俸給表(三)の六級であつた職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の七級又は六級とする。
- (特定の号俸の切替え等)
- 4 前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表(三)の七級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けたいた号俸(以下「旧号俸」といふ。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める

- 5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。
- (最高号俸等の切替え等)
- 6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- (切替期間における異動者の号俸等)
- 7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動のあった職務の級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
- (切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける

- 9 附則第三項から前項までの規定については、受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
- (職員が受けたいた号俸等の基礎)
- 10 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- (給与の内払)
- 11 附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- (人事院規則への委任)
- 12 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二百四条第二項中「宿日直手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。
- (市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
- 13 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「宿日直手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。

務の級が医療職俸給表(三)の六級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

こととなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるとろにより、必要な調整を行うことができる。

- 14 (国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)
15 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。
16 第四条第一項中「宿日直手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。
17 (在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和一十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
18 第四条第一項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に改める。
(地方公務員災害補償法の一部改正)
19 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。
20 第二条第五項中「宿日直手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。
(児童手当法の一部改正)
21 呪童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
附則第六条第三項中「一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」を削り、同条第四項中「(一般職の職員の給与等

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部
改正)

「事院規則」を削る。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休

政府並びに人事院は、次の事項について善処す
附帯決議

- 14
15
二
二十四年法律第二百号の一部を次のように改正する。
国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和
第二一条第四項及び第七条第一項中「及び第四
項」を削る。
(国家公務員災害補償法の一部改正)
國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)
國立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のようて改正する。
第四条第一号中「第十九条の三、第十九条の四」を「第十九条の四、第十九条の五」に改める。

業に関する法律の一部改正)
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のよう改訂する。
第八条中「第十九条の三第一項」を「第十九条の四第二項」に改める。

一 本法の施行に当たっては、育児休業制度が活用されるよう育児休業職員の代替措置等環境の整備に努めること。
一 本法の運用に当たっては、育児休業制度の趣旨に沿うよう十分な配慮を行うこと。
一 今後、民間企業における実態等を適宜調査し

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8
12	9
13	10
14	11
15	12
16	12
17	13
18	14
19	15
20	15
21	16

附則別表 医療職俸給表(三)の 7 級となる職員の号俸の切替表

- (地方公務員災害補償法の一部改正)
地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第五項中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

(児童手当法の一部改正)
児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」を削り、同条第四項中「(一般職の職員の給与等

審査報告書
國家公務員の育児休業等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成三年十二月十七日

内閣委員長 梶原 清
参議院議長 長田 裕二殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成二年四月一日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その一歳満たない子を養育するため、育児休業制度及び一日の勤務時間の一部について勤務しないことを内容とする部分休業制度を設けるとともに、防衛庁の職員について同様の措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、子を養育する国会職員の継続的な勤務を促進し、もつてその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、国会職員について育児休業等に関する制度を設けるとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
當会職員の育児・休業等に関する法律案
は全会一致をもつて可決すべきものと議決、
よつて要領書を添えて報告する。

三
四
五

卷之三

卷之三

卷之三

本法律據

国家公務員の育児休業等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年十二月十六日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

国家公務員の育児休業等に関する法律案
(目的)

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を

設けて子を養育する国家公務員の継続的な勤務

を促進し、もつてその福祉を増進することとす

る。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十三条

を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百

二十号)第二条に規定する一般職に属する国家

公務員をいう。

この法律において「任命権者」とは、国家公務

員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び

法律で別に定められた任命権者並びにその委任

を受けた者をいう。

この法律において「各庁の長」とは、一般職の

職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律

第九十五号。以下「給与法」という。)第七条に規

定する各庁の長及びその委任を受けた者をい

う。

(育児休業の承認)

第三条 職員(常時勤務することを要しない職

員、臨時に任用された職員、配偶者がこの法

律により育児休業をしている職員その他の人事

院規則で定める職員を除く。)は、任命権者の承

認を受けて、当該職員の一歳に満たない子を養

育するため、当該子が一歳に達する日まで、育

児休業をすることができる。ただし、当該子に

ついて、既に育児休業をしたことがあるときは

は、人事院規則で定める特別の事情がある場合

を除き、この限りでない。

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育

児休業をしようとする期間の初日及び末日を明

らかにして、任命権者に対し、その承認を請求

するものとする。

承認しなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつた

ときは、当該請求に係る期間について当該請求

をした職員の業務を処理するための措置を講ず

ることが著しく困難である場合を除き、これを

承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第四条 育児休業をしている職員は、任命権者に

対し、当該育児休業の期間の延長を請求するこ

とができる。

2 育児休業の期間の延長は、人事院規則で定め

る特別の事情がある場合を除き、一回に限るも

のとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の

期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第五条 育児休業をしている職員は、職員として

の身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休業の承認)

第六条 育児休業をしている期間については、給与を

支給しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を

支給しない。

(育児休業の承認)

第七条 職員は、育児休業をした期間は、常時勤務することを要しない期間に該当するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第十一条 職員は、育児休業を理由として、不利益

な取扱いを受けない。

(部分休業)

第十二条 各庁の長は、職員(常時勤務すること

を要しない職員、配偶者がこの法律により育児

休業をしている職員その他の人事院規則で定め

る職員を除く。)が請求した場合において、公務

の運営に支障がないと認めるときは、人事院規

則の定めるところにより、当該職員がその一歳

に満たない子を養育するため一日の勤務時間の

一部について勤務しないこと(以下この条にお

いて「部分休業」という。)を承認することができ

る。

(育児休業に伴う臨時の任用)

第十三条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第

一項の規定による請求があつた場合において、

当該請求に係る期間について職員の配置換えそ

の他の方法によって当該請求をした職員の業務

を処理することが困難であると認めるときは、

当該期間を任用の期間の限度として、臨時の任

用を行うものとする。

2 前項の規定に基づき臨時の任用を行う場合に

は、国家公務員法第六十条第一項から第三項ま

での規定は、適用しない。

(職務復帰における給与等の取扱い)

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場

合には、当該育児休業をした期間の二分の一に

相当する期間を引き続き勤務したものとみなし

て、人事院規則の定めるところにより、俸給月

額を調整し、又は昇給期間を短縮することがで

きる。

(人事院規則への委任)

第十二条 この法律(次条を除く。)の実施に関し

必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛庁の職員への準用)

第十三条 この法律(第二条及び第七条第二項を

除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第

十六号に掲げる防衛庁の職員について準用す

る。この場合において、これらの規定中「人事

官(報)」

については、「育児休業をした期間は、同項に規定

する現実に職務を執ることを要しない期間に該

当するものとする。

官 報 (号外)

「管理職員特別勤務手当」の新設等を行なへるにあらるものであるが、おおむね別途の措置と認める。

「費用」

本法律施行に要する経費は、平成三年度におよび、約八百十億円である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年十一月十六日

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 長田 裕二郎

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十一年法律第二百六十六号)の一部を次のとく改正する。

第十四条第一項中「及び一身赴任手当」を「単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当」とし、「及び宿泊手当」を「宿泊直手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、「及び調整手当」の下に「通勤手当」を加え、「及び特地勤務手当」を「特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条第一項中「第十九条の二」を「第十九条の三」と、「回法同条

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	俸給の額	俸給の額					号 俸	指定額
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
1	216,900	295,300	384,200	375,500	428,000	1	541,000	俸給月額
2	225,300	305,600	346,900	388,900	444,000	2	589,000	
3	235,100	319,000	359,600	402,400	460,000	3	666,000	
4	244,200	329,900	372,300	416,000	476,100	4	739,000	
5	256,000	340,800	385,200	429,700	482,200	5	796,000	
6	265,400	351,700	398,100	443,800	508,400	6	855,000	
7	276,100	362,600	411,400	456,800	524,800	7	934,000	
8	285,800	373,500	424,500	470,300	541,500	8	1,012,000	
9	295,600	384,400	437,500	483,800	567,300	9	1,087,000	
10	305,600	395,200	450,100	497,200	574,100	10	1,163,000	
11	315,800	406,000	462,200	509,000	557,000	11	1,232,000	
12	326,000	416,800	474,100	520,000	565,500			
13	336,500	427,400	484,300	529,300	603,500			
14	347,000	437,600	492,800	537,300	610,400			
15	357,600	445,900	500,900	542,400	615,700			
16	368,200	453,700	508,700					
17	378,600	463,600	511,900					
18	388,900	468,600	516,900					
19	398,500	468,600						
20	407,200	473,000						
21	414,800	477,400						
22	421,800							
23	427,800							
24	433,100							
25	437,400							

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

報 (号外)

別表第二
自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第三十七条の三、第三十八条の三)関係

備考(一) 統合幕僚會議の議長その他の職令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海將又は空將であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸海軍、海將補、海將補補の規定に依る。

(二) ひまわりの(二)種に定める額の賃金を支給するものとする。この種の賃金は、賃金(一)の西令で定める官職に准ずる官職を占める者で取締役で定めるものとする。

卷之三

(三) その他の 1 等駕籠及び 1 等空籠の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国事公務員との区別を考慮せしめ、

官 報 (号 外)

簡易裁判所判事		判事																																											
一 号	四三五、一〇〇円	二 号	三九七、〇〇〇円	三 号	三六八、〇〇〇円	四 号	三四一、四〇〇円	五 号	三一六、一〇〇円	六 号	二九八、五〇〇円	七 号	二七八、二〇〇円	八 号	二六七、四〇〇円	九 号	二四一、五〇〇円	十 一 号	二一九、二〇〇円	十二 号	二一〇、七〇〇円	一 号	八五五、〇〇〇円	二 号	七三九、〇〇〇円	三 号	六六六、〇〇〇円	四 号	五九九、〇〇〇円	五 号	四五五、三〇〇円	六 号	四三五、一〇〇円	七 号	三九七、〇〇〇円	八 号	三六八、〇〇〇円	九 号	三四二、四〇〇円	十 一 号	三一六、一〇〇円	十 二 号	二七八、二〇〇円	十 三 号	二六七、四〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内扱とみなす。

1、費用
本法施行に伴い、平成三年度に必要な経費は、約十六億九千万円である。

ものであつて、妥当な措置と認める。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年十一月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年十一月十七日

法務委員長 鶴岡 洋

要領書

1、委員会の決定の理由
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行おうとする

法律第七十六条)の一部を次のように改める。
第九条中「六十三万七千円」を「六十六万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

十 四 号	一一四一、五〇〇円
十 五 号	一一一三、四〇〇円
十 六 号	一一九、二〇〇円
十 七 号	一一〇、七〇〇円

官報(号外)

別表(第一条関係)

区	分	俸給月額	二十号	一一〇、七〇〇円
検事長	総長	一、五四一、〇〇〇円	二号	四五五、三〇〇円
東京高等検察庁検事長	検事	一、二五七、〇〇〇円	三号	四三五、一〇〇円
その他	検事長	一、二五七、〇〇〇円	四号	三九七、〇〇〇円
検事	一號	一、一三三一、〇〇〇円	五号	三六八、〇〇〇円
検事	二號	一、〇八七、〇〇〇円	六号	三四一、四〇〇円
検事	三號	一、〇一二、〇〇〇円	七号	三一六、一〇〇円
検事	四號	八五五、〇〇〇円	八号	二九八、五〇〇円
検事	五號	六六六、〇〇〇円	九号	二七八、二〇〇円
検事	六號	五九九、〇〇〇円	十号	二六七、四〇〇円
検事	七號	七三九、〇〇〇円	十一号	二四二、五〇〇円
検事	八號	五四一、〇〇〇円	十二号	二三三一、四〇〇円
検事	九號	四三五、一〇〇円	十三号	二一九、二〇〇円
検事	十號	三六八、〇〇〇円	十四号	一一〇、七〇〇円
検事	十一號	三九七、〇〇〇円	十五号	一〇〇円
検事	十二號	三一六、一〇〇円	十六号	一〇〇円
十九号	十七号	二九八、五〇〇円	十八号	一四一、五〇〇円
十九号	二一九、二〇〇円			

副検事	二十号	一一〇、七〇〇円
副検事	二号	四五五、三〇〇円
副検事	三号	四三五、一〇〇円
副検事	四号	三九七、〇〇〇円
副検事	五号	三六八、〇〇〇円
副検事	六号	三四一、四〇〇円
副検事	七号	三一六、一〇〇円
副検事	八号	二九八、五〇〇円
副検事	九号	二七八、二〇〇円
副検事	十号	二六七、四〇〇円
副検事	十一号	二四二、五〇〇円
副検事	十二号	二三三一、四〇〇円
副検事	十三号	二一九、二〇〇円
副検事	十四号	一一〇、七〇〇円
副検事	十五号	一〇〇円
副検事	十六号	一〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内

払とみなす。

審査報告書

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年十一月十七日

参議院議長 長田 裕二殿
法務委員長 鶴岡 洋

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もつて裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するため、裁判官について育児休業に関する制度を設けようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、育児休業制度の実施に当たっては、裁判官の人員の充実確保に努め、裁判事務が過重にならないよう配慮するとともに、国民に対する司法サービスの低下をもたらすことのないようにす

政府並びに最高裁判所は、本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二、育児休業制度の実施に当たっては、裁判官の人員の充実確保に努め、裁判事務が過重にならないよう配慮するとともに、国民に対する司法

サービスの低下をもたらすことのないようにすること。

二、法の実効ある運営を確保するため、育児休業をしようとする裁判官の事務処理体制等について総合的な対策を講ずるとともに、国家公務員の取扱いに対応して適宜制度の見直し検討を行ない、特に育児休業期間中の経済的援助について右決議する。

裁判官の育児休業に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年十二月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

裁判官の育児休業に関する法律案

裁判官の育児休業に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、育児休業に関する制度を設けて子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もつて裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資することを目的とする。

(育児休業の承認)

第二条 裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、育児休業(裁判官が、この法律の定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するため、職務に従事しないことをいう。以下同じ。)の請求に係る子について既に育児休業をしたことは、その子が一歳に達するまでの期間内において、職務に従事しないことをいう。(以下同じ。)

第三条 裁判官は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一、当該育児休業をしている裁判官が産前の休業を始め、又は出産した場合は、

二、当該育児休業をしている裁判官が裁判官彈劾法(昭和二十一年法律第二百三十七号)第三十九条の規定により職務を停止された場合は、

三、当該育児休業に係る子が死亡し、又は当該育児休業をしている裁判官の子でなくなった場合は、

四、育児休業の承認を受けようとする裁判官は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、最高裁判所に対し、その承認を請求するものとする。

五、最高裁判所は、次に掲げる場合には、育児休業の承認を取り消すものとする。

一、当該育児休業をしている裁判官から育児休業の承認の取消しの申出があった場合

二、当該育児休業をしている裁判官が当該育児休業に係る子を養育しなくなつた場合

講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第三条 育児休業をしている裁判官は、最高裁判所に對し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

第四条 育児休業の期間の延長は、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第五条 育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その育児休業の期間中報酬その他の給与を受けない。

(育児休業の承認の失効等)

第六条 この法律の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

○鶴岡洋君(署名、拍手)

三、その他最高裁判所規則で定める場合

(不利益取扱いの禁止)

第六条 裁判官は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(退職手当に関する育児休業の期間の取扱い)

第七条 國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第七条第四項(最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、育児休業をした期間は、國家公務員退職手当法第七条第四項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

(最高裁判所規則)

第八条 この法律の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

ともに、裁判事務等の円滑な運営に資するため、裁判官について育児休業制度を導入するための法整備をしようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、弁護士収入との格差、一般職国家公務員の育児休業との相違点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、裁判官の育児休業に関する法律案に対しましては、人員の充実確保等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより三案を一括して採決いたします。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よつて、三案は全会一致をもって可決されました。

附帯決議

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、地方公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

長山口哲夫君。

審査報告書

地方公務員の育児休業等に関する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年十一月十七日

地方行政委員長 山口 哲夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、育児休業制度の普及が進みつゝある情勢等にかんがみ、地方公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び一日の勤務時間の一部について勤務等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

第一條 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的とする。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

育児休業制度は、子を養育する職員がその身分を失うことなく職業生活と家庭生活を充実して營むことができる極めて重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められていることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、この制度が活用されるよう環境整備に十分配慮するところに、

地方公務員の継続的な勤務を促進し、福祉を増進するという法の目的に沿って、国家公務員の取扱いを規定する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

- 1 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明確にして、任命権者に対する申請を提出する。
- 2 育児休業をしようとする職員は、任命権者に對し、その承認を請求する場合を除き、この限りでない。
- 3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。
- 4 (育児休業の期間の延長)
 - 1 第三条 育児休業をしている職員は、任命権者に對し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。
 - 2 育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。
- 5 第四条 育児休業をしていていた職員は、育児休業の期間の延長について準用する。
- 6 第五条 育児休業をしていていた職員は、育児休業を開始した時就いていた職員又は育児休業の期間中に異動した職員を保有するが、職務に従事しない。
- 7 第六条 育児休業をしていていた職員は、育児休業を支給しない。
- 8 第七条 育児休業をしていていた職員は、育児休業の承認の失効等
- 9 第八条 育児休業の承認は、当該育児休業をしていていた職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を

寮母及び女子の児童指導員並びに同号に規定する児童福祉施設、身体障害者更生援助施設、精神薄弱者援助施設、保護施設、老人福祉施設、婦人保護施設又は精神障害者社会復帰施設の入所者について保護、指導、訓練又は授産の業務に直接従事する女子をいう。

当分の間、第四条第一項の規定にかかわらず、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等である職員（非常勤職員、臨時に任用される職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）には、その職務の特殊性等にかんがみ、義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施の確保に資するため、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第七項及び第八項に規定する国家公務員の育児休業給の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給するものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第一項を次のように改める。

地方公共団体は、当分の間、第二百四条に定めるもののほか、条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一号）附則第五条第二項に規定する職員で同法第一条第一項の規定に基づく育児休業の承認を受けたものに対し、育児休業給を支給することができる。

(地方公営企業法の一部改正)

第七条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第六条第二項、第十二条及び附則第一項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一号）第四条第二項、第七条、第九条及び附則第五条」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第八条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を次のように改める。

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定員定数の標準等に関する法律（平成三年法律第一号）第六条第一項の規定により臨時に任用される者）

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定員定数の標準等に関する法律の一部改正）

（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一号）第六条第一項の規定により臨時に任用される者）

第一条第六項中第四号を第五号とし、第三号

を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日

（地方公務員の育児休業等に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第六条第二項、第十二条及び附則第一項）

（公立義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第六条第二項、第十二条及び附則第一項）

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（平成三年法律第一号）第四条第二項、第七条、第九条及び附則第五条）

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定員定数の標準等に関する法律（平成三年法律第一号）第六条第一項の規定により臨時に任用される者）

（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一号）第六条第一項の規定により臨時に任用される者）

なお、本法律案に對し、育児休業期間中の経済的援助等に関する附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（長田裕二君）これより採決をいたしました。

○議長（長田裕二君）これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（長田裕二君）總員起立と認めます。

○議長（長田裕二君）總員起立と認めました。

○議長（長田裕二君）總員起立と認めました。

○議長（長田裕二君）この際、日程に追加して、国会議員の育児休業等に関する法律案

（国会議員の秘書の給与等に関する法律）

審査報告書

国会議員の育児休業等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年十二月十七日

議院運営委員長 井上 孝

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、子を養育する国会職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、国会職員について育児休業等に関する制度を設けようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会職員の育児休業等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成三年十二月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

官報 (号外)

(育児休業の承認)

第三条 国会職員（常時勤務することを要しない者）

国会職員、臨時に任用された国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員の他の両議院の議長が協議して定める国會

職員を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該

国会職員の一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をする

ことができる。ただし、当該子について、既に

育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除

き、この限りでない。

2 育児休業の承認を受けようとする国会職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末

日を明らかにして、本属長に対し、その承認を請求するものとする。

3 本属長は、前項の規定による請求があつたとき、当該請求に係る期間について当該請求を

した国会職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これ

を承認しなければならない。

（育児休業の期間の延長）

第四条 育児休業をしている国会職員は、本属長

に対し、当該育児休業の期間の延長を請求する

ことができる。

（定義）

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を

設けて子を養育する国会職員の継続的な勤務を促進し、もつてその福祉を増進することを目的とする。

（国会職員の育児休業等に関する法律（目的））

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を

設けて子を養育する国会職員の継続的な勤務を

促進し、もつてその福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「国会職員」とは、国会

職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。

第五条 育児休業をしている国会職員は、国会職

員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第六条

育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

（育児休業の承認の失効等）

当該子が一歳に達する日まで、育児休業をする

ことができる。ただし、当該子について、既に

育児休業をしたことがあるときは、両議院の議

長が協議して定める特別の事情がある場合を除

き、この限りでない。

2 本属長は、育児休業をしている国会職員が當

該育児休業に係る子を養育しなくなつたことそ

の他両議院の議長が協議して定める事由に該當

するすると認めるときは、当該育児休業の承認を取

り消すものとする。

（育児休業に伴う臨時の任用）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

第九条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

第十条

国会職員は、育児休業を理由として、不

利益な取扱いを受けない。

（部分休業）

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をして

いる国会職員が産前の休業を始め、若しくは出

産した場合、当該国会職員が休職の処分を受け

た場合又は当該国会職員の子でなくなった場合に

は、その効力を失う。

（不利益取扱いの禁止）

第七条 本属長は、国会職員（常時勤務するこ

とを要しない国会職員、配偶者がこの法律によ

り育児休業をしている国会職員その他の両議院

の議長が協議して定める国会職員を除く。）が請

求した場合において、公務の運営に支障がない

と認めるときは、両議院の議長が協議して定め

るところにより、当該国会職員がその一歳に満

たない子を養育するため一日の勤務時間の一部

について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

は、当該期間を任用の期間の限度として、臨

時任用を行うものとする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰し

た場合には、当該育児休業をした期間の二分の

一に相当する期間を引き続き勤務したものとみ

なして、両議院の議長が協議して定めるところ

により、給料月額を調整し、又は昇給期間を短

縮することができる。

（部分休業）

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一

項の規定による請求があつた場合において、当

該請求に係る期間について国会職員の配置え

その他の方法によって当該請求をした国会職員

の業務を処理することが困難であると認めるとき

○議長(長田裕一君) 総員起立と認めます。よひて、両案は全会一致をもって可決されまし
た。

午後三時十九分散会

出席者は左のとおり。

三

常松	克安君	寺崎	昭久君	講長	長田	裕一君
大島	慶久君	針生	姫吉君			
足立	良平君	山口	光一君			
木庭健太郎君	西川	猪熊	重二君			
大塚清次郎君	潔君	猪木	寛至君			
中川	嘉美君	小野	清子君			
及川	順郎君	白浜	一良君			
勝木	健司君	下村	泰君			
狩野	明男君	守住	有信君			
矢原	秀男君	石井	道子君			
刈田	貞子君	鶴岡	博行君			
橋本孝一郎君	喜屋武真榮君	小西				
板垣	正君	岩本	政光君			
中野	鉄造君	太田	淳夫君			
和田	教美君	広中	和歌子君			
山田	勇君	前田	黙男君			
井上	裕君					
峯山	昭範君					
中西						
田淵	珠子君					
	哲也君					
三治	高桑	黙君				
	忠雄君					
	三木					

熊谷太三郎^{太三郎君}
真島 一男^{男君}
重富吉之助^{吉之助君}
沓掛 哲男^{哲男君}
野村 五男^{五男君}
田村 秀昭^{秀昭君}
前島英三郎^{英三郎君}
久世 公堯^{堯君}
田辺 哲夫^{哲夫君}
吉川 博君^{博君}
竹山 裕君^{裕君}
大浜 方榮君^{方榮君}
斎藤 文夫^{文夫君}
梶原 浩君^{浩君}
大木 清君^{清君}
宮澤 弘君^{弘君}
下条進一郎^{精君}
澤田 一精君^{一精君}
山本 富雄君^{富雄君}
土屋 義彦^{彦君}
林田悠紀夫^{夫君}
遠藤 要君^{要君}
北 修二^{二君}
宮崎 秀樹^{秀樹君}
秋山 韶君^{韶君}
陣内 孝雄君^{孝雄君}
木暮 山人^{山人君}
鹿熊 安正君^{安正君}
合馬 敬君^{敬君}
永野 茂門君^{茂門君}
松浦 孝治君^{孝治君}
石川 弘君^{弘君}

西田	吉宏	吉宏	片山虎之助
大城	眞順	君	助
向山	一人	君	君
倉田	寛之	君	君
上杉	光弘	智治	君
田沢	福田	宏	三郎
坂野	村上	正邦	君
斎藤	原	文兵	衛
米三郎	中西	一郎	君
野末	中村	太郎	君
陳平	岩崎	純	三郎
君	西野	康雄	君
	種田	幸子	君
	前畑	美代	子
	西岡	肥田	子
	瑞穂	子	君
小林	國弘	正雄	君
三石	会田	長榮	君
庄司	田淵	久江	君
及川	正和	君	君
山本	和美	君	君
鈴木			

石渡	藤田	松尾	雄山君	清元君
	宍平君	眞乃君	惠造君	正明君
松山	吉川	大鷦	孝男君	功君
	関口	淑子君	昭子君	初村滴一郎君
細谷	堀	紀平	平井	卓志君
	谷本	翫	伊江	朝雄君
松前	野別	岩本	谷川	寛三君
	清水	北村	喜岡	淳君
渡辺	一井	櫻井	正敏君	悌子君
	利和君	三上	隆雄君	哲男君
達郎君	巍君	堀	規順君	久人君
	昭雄君	谷本	俊後君	利和君

國務大臣	稻村	穂山	穂夫君
	久保赤桐	久保宣君	
	浜本	久光君	
	萱野	萱野年子君	
	篠崎	年子君	
	谷畑	幸君	
	古川太三郎君		
	高崎	裕子君	
	日下部徳代子君		
	磯村	修君	
	吉川		
	森		
	近藤	忠孝君	
	菅野	春子君	
	瀬上	暢子君	
	井上	哲夫君	
	杏脱タケ子君		
	久保田真苗君		
	栗森	喬君	
	山中	郁子君	
	矢田部	理君	
	野田	哲君	
	乾	晴美君	
	市川	正一君	
	安永	英雄君	
	中村	銳一君	
	小笠原貞子君		

村沢	仁一君	柏谷	小川
対馬	照美君	大森	牧君
佐藤	孝日君	三吉君	昭君
松本	英二君	星川	
山田	健二君	角田	
吉田	達男君	林	
深田	保松君	堂本	
諫山	義一君	紀子君	
大渕	曉子君	肇君	
竹村	博君	博君	
高井	絹子君	絹子君	
梶原	泰子君	泰子君	
福間	敬義君	敬義君	
笛野	和伸君	和伸君	
池田	敦君	敦君	
橋本	知之君	知之君	
上野	貞子君	貞子君	
吉岡	古典君	古典君	
田	英夫君	英夫君	
立木	洋君	洋君	
上田耕一郎君	久入重子君	久入重子君	
山田耕三郎君	洋君	洋君	
立木	洋君	洋君	
渡部	恒三君	隆君	
田原	隆君		

官 報 (号 外)

自治大臣	塙川正十郎君	予算委員	日本開発銀行法の一部を改正する法律案
國務大臣	岩崎 純三君	辭任	農業共済再保険特別会計における農作物共済、
(総務長官)	宮下 劍平君	補欠	果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支
(防衛長官)	會田 長栄君	野村 五男君	払財源の不足に充てるための一 般会計からする
	鶴山 篤君	平井 卓志君	繰入金等に関する法律
	村沢 牧君	斎藤 十朗君	地方交付税法等の一部を改正する法律案
	細谷 曜雄君	國弘 正雄君	同日内閣から次の答弁書を受領した。
	橋本孝一郎君	庄司 中君	参議院議員斎正敏君提出チニイニ米国防長官
	竹村 泰子君	竹村 五男君	及びフォード米国防副次官補の米下院における
	井上 計君	野村 一男君	同日内閣から次の答弁書を受領した。
	鈴木 省吾君	平井 阿志君	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
大蔵委員	尾辻 秀久君	久保 亘君	第444条第一項の規定に基づく平成二年公正
辭任	大島 慶久君	森 暢子君	取引委員会年次報告書を受領した。
	合馬 敬君	櫻井 規順君	昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞
	肥田美代子君	安恒 良一君	任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員	喜岡 淳君	同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委	第四十四条第一項の規定に基づく平成二年公正
辭任	山口 哲夫君	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	取引委員会年次報告書を受領した。
	肥田美代子君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞	同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、
	森 暢子君	任を許可し、その補欠を指名した。	地方交付税法等の一部を改正する法律
厚生委員	久保 亘君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任	同日内閣から次の答弁書を受領した。
辭任	安恒 良一君	を許可し、その補欠を指名した。	参議院議員竹村泰子君提出アイヌ民族と北海道
	鈴木 省吾君	同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委	の法的地位に対する政府の歴史的認識に関する
	久保 亘君	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	質問(答弁することができる期限 平成四年一
商工委員	鈴木 省吾君	外交・総合安全保障に関する調査会委員	月二十七日)
辭任	大島 慶久君	同日本院は、公正取引委員会委員に股野景親君を	同日本院は、公正取引委員会委員に股野景親君を
	尾辻 秀久君	任命することに同意した旨内閣に通知した。	任命することに同意した旨内閣に通知した。
	鈴木 省吾君	同日本院において議決した次の予算を内閣に送付	同日本院において議決した次の予算を内閣に送付
運輸委員	鈴木 省吾君	し、その旨衆議院に通知した。	し、その旨衆議院に通知した。
辭任	大島 慶久君	平成三年度一般会計補正予算(第1号)	平成三年度一般会計補正予算(第1号)
	合馬 敬君	平成三年度特別会計補正予算(特第1号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
	大島 慶久君	平成三年度政府関係機関補正予算(機第1号)	した旨衆議院に通知した。
特例に関する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決	した旨衆議院に通知した。	同日本院において議決した次の予算を内閣に送付
特例に関する法律案	した旨衆議院に通知した。	し、その旨衆議院に通知した。	し、その旨衆議院に通知した。
日本開発銀行法の一部を改正する法律	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決	した旨衆議院に通知した。	同日本院において議決した次の予算を内閣に送付
農業共済再保険特別会計における農作物共済、	した旨衆議院に通知した。	し、その旨衆議院に通知した。	し、その旨衆議院に通知した。
果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支	した旨衆議院に通知した。	した旨衆議院に通知した。	した旨衆議院に通知した。

官 報 (号外)

聞「夕刊」。米軍のアジア撤退が具体化している今日、これらの証言の内容が日本の安全保障と深くかかわっていることは明らかであり、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

重要であると認識しており、かかる米国政府の姿勢を評価するものである。

一 政府は、これらの証言について内容を把握しているのか。把握しているのであれば、その証言内容の中において我国の安全保障とかかわる部分について政府の見解を明らかにされたい。

二 把握していないのであれば、把握する意志があるのか。もしその意志がないのであれば、その理由について明らかにされたい。

右質問する。

平成三年十一月十三日

参議院議長 内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議員 馴正敏君提出チニイニー米国防長官及びフォード米國防副次官補の米下院における証言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び二について

御指摘の米国政府関係者が、米国議会において在日米軍基地の重要性等について証言を行っていることは、在アメリカ合衆国日本大使館からの報告により承知している。

政府としては、アジア・太平洋地域における米軍の存在は、この地域の平和と安定にとって

官報(号外)

平成二年十一月十七日 參議院会議録第八号

明治十五年三月三十日
第三種郵便物可

発行所
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定価
本邦一部
税
大円(一三六円
を含む)